

**「させぼ市民活動交流プラザ」の  
あり方について**

平成 20 年 3 月 18 日

佐世保市 市民協働推進委員会

---

## 目 次

---

### させば市民活動交流プラザの現状

1. させば市民活動交流プラザの概要	-----	1
(1) 開設までの経緯		
(2) 施設としての特徴		
2. 「交流プラザ」の利用状況	-----	2

### させば市民活動交流プラザに求められる役割と機能

1. 「交流プラザ」に求められる役割	-----	3
2. 「交流プラザ」の機能	-----	3
(1) 市民活動拠点としての施設の提供		
(2) 市民活動に関する相談・援助の提供及び市民協働の推進		

### これからの運営のあり方

1. 運営主体	-----	5
(1) 他自治体の類似施設の状況		
(2) 公設公営方式から公設民営へ、そして最終的には市民自治方式へ		
(3) 当面の指定管理者制度移行への選定方法		
(4) 指定管理者制度における委託料の積算		
(5) 利用料のあり方		
(6) 開館日・開館時間		
(7) 指定管理者制度における財源・スタッフ		
2. 設置場所・建物	-----	7

## させば市民活動交流プラザの現状

### 1. させば市民活動交流プラザの概要

#### (1) 開設までの経緯

平成15年8月に佐世保市に市民協働推進室が新設されて以降、市民活動の拠点施設の新設は大きな課題であった。それは、平成15年、16年と2カ年に亘り市民協働推進室が実施したNPO法人へのヒアリングでも、財政支援と並んでNPOの多くが求めているニーズであることが確認されたところである。

平成13年3月に統廃合によって閉校された旧戸尾小学校の跡地活用も市としての大きな課題であり、「戸尾小学校跡地利用計画検討委員会」から提出された報告書で、“当面は市民・行政ニーズに応えながら暫定利用を図るべきであり、暫定利用期間中に本格活用に向けた検討を行う”という提言がなされた。

これを受け、企画調整課が全庁的なニーズ調査を行ったため、市民協働推進室として、旧戸尾小学校のB校舎を市民活動の拠点として活用するプランを提出し、A校舎の「させばエコプラザ」とともに、平成16年1月の経営戦略会議で市としての機関決定がなされ、平成17年3月27日には、A校舎の「させばエコプラザ」と合同でオープニングセレモニーが開催され、同年4月1日に条例が施行されるとともに「させば市民活動交流プラザ」として正式に開設された。

#### (2) 施設としての特徴

「交流プラザ」は、市直営の市民活動拠点施設であり、会議室やロッカー、メールボックス、印刷機、コピー機、パソコン（ネット端末）、交流スペースなどのサポートセンターとして一般的な設備のほか、NPO向けの事務所があり10団体が入居していることが最大の特徴である。

相談対応機能については、事務所に入居しているNPO法人と社会福祉協議会ボランティアセンターに委ねており、直営であるが、市としてはその機能を提供していない。

立地条件については、本施設は元々市の中心部に位置しており公共交通機関が利用し易いことに加え、36台分の駐車場を有している（通路や校舎裏などのスペースを有効活用すれば、相当数の駐車が可能）ことから、利便性が高く利用者の評判も非常に良い。

NPO向け事務所入居団体と社会福祉協議会ボランティアセンターとで「させば市民活動交流プラザ入居団体連絡協議会」が組織されており、入居団体間の情報交換と交流促

進を図るとともに、プラザ登録団体（会議室等を利用するために登録している団体）をはじめとする市全体の市民活動の活性化をミッションとして活動している。

## 2. 「交流プラザ」の利用状況

会議室の利用状況の推移については、平成17年度と18年度との比較において、利用団体数では月平均38団体が60団体に、利用延べ人数でも月平均436人が790人にそれぞれ伸びてきており、平成19年度は更に伸びてきている。

印刷機・コピー機についても、同じく17年度と18年度との比較において、コピー機が月平均360枚が722枚に、印刷機は月平均54版が79版にそれぞれ伸びている。

登録団体については平成20年2月末で97団体であり、伸びは鈍化してきているものの一定増加してきている。今後の急激な伸びは期待できないが、社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体が40～50団体で推移しており、プラザの登録団体との重複はそう多くない（13団体）状況を踏まえると、プラザの開設が、行政としてこれまで把握していなかった団体の掘り起こしに繋がっているといえる。

交流スペース及びサポートルームの利用者については、同程度の人数で推移している（交流スペース：198人/月【H17】 197人/月【H18】、サポートルーム：81件/月【H17】 90件/月【H18】）

貸しロッカーは10区画（全24区画）、メールボックスも入居団体以外は5団体程度の利用に留まっており、まだまだ余裕があるため、更なる利用促進を図る必要がある。

登録団体からは、市内中心部に位置し公共交通機関が利用し易いことに加え、会議室や空調、駐車場などが無料で使いやすいと概ね好評である反面、入居団体、登録団体ともに、休館日の問題（月曜休館ではなく日曜日を休館日として欲しいなど）や会議室Dと作業スペースがアコーディオンカーテンで仕切られており、紙折り機の騒音などにより会議がし難いなどの意見が挙げられている。

NPO向け事務所のスペースは既に満室状態であり、新たに入居を希望される団体が出てきても対応できない状態である。また、各団体が必要とされるスペースの関係から、複数の団体が一つの部屋に同居を余儀なくされていることもあって、広く他の団体に門戸を開くためには、若干手狭になってきている。

## させば市民活動交流プラザに求められる役割と機能

### 1. 「交流プラザ」に求められる役割

今年4月から実施予定の「市民協働推進計画」においては、市民協働の主な推進局面として次の3つの側面を盛り込んでいる（主に第4章）。

市民参加の推進

市民活動支援の推進

市民のコミュニティ活動参加への推進

そのなかで「交流プラザ」は、そうした市民協働を展開していく「活動の拠点」として具体化されている。そこでこれらを踏まえ、「交流プラザ」のこれからの役割を、次のように整理する。

活動拠点機能：広く市民協働を推進する活動拠点とし、市民協働を目指す市民や市民団体に活動の場を提供する。特に、NPO向けの事務所を提供していることは、本「交流プラザ」の大きな特徴のひとつとして、今後も堅持すべき機能である。

相談援助機能：市民参加や市民協働を推進するために、市民活動の組織化や運営方法などについて相談・助言などにより、市民や市民団体を支援する。

連携ネットワーク機能：市民公益活動とコミュニティ活動のネットワークなど、市民協働のまちづくりに必要な連携づくりを支援する。

広報機能：市民協働の推進に必要な情報を収集・調査し、市民に発信する。

その他の機能：その他市民協働の活性化に必要な活動を行う。

### 2. 「交流プラザ」の機能

#### （1）市民活動拠点としての施設の提供

市民活動団体に廉価で貸事務所を提供していることは「交流プラザ」の大きな特徴であり、また、単なる資材の貸し出しではない活動拠点の提供機能としても欠かすことのできない機能である。

入居団体は連携組織として協議会も組織しており、市民協働のネットワーク組織として、また市民自治組織としての機能も期待できる。

現状ではハード面で不可能ではあるが、将来的には1団体1部屋で事務所を提供できることが望ましい。

会議室は、入居団体ももちろんであるが、主に登録団体が各種の会議やイベントを開催するに当たって、活動拠点の提供として重要な機能を果たしている。これも、廃校され

た校舎を活用している現状ではなかなか困難があるが、将来的には各部屋が独立した会議室を複数室用意すべきである。また、紙折り機などは騒音を発生するし、作業中の打ち合わせなどもあるので、作業スペースは独立した部屋であることが望ましい。

市民や団体でも気軽に訪れ、情報の入手や交換ができる場、いわば、市民協働の“フリースペース”として、交流スペースは重要な役割を果たす。そうした自由な交流から相談やネットワーク形成に結びつく可能性もある。したがって交流スペースは、自由で明るい雰囲気とともに、そこに各種の資料・情報が集積され、同時に入居団体や登録団体の活動状況もわかる広報機能を持つことも必要である。

入居団体や登録団体にとって高価な印刷機材の購入などは困難であり、印刷機やコピー機、製本機材などを揃えた作業スペースは貴重である。作業に必要な紙などの資材を販売する機能があれば、さらに便利であろう。

ロッカーやメールボックスなどは、特に「交流プラザ」に事務所を持たない登録団体などの利用者には便利なものであり、維持すべきである。

## (2) 市民活動に関する相談・援助の提供及び市民協働の推進

窓口機能としては、前述の活動拠点機能として、活動の場を提供するための会議室や機材の貸し出し機能は当然あるとしても、単なる貸し出し業務であってはならない。窓口には、相談援助機能から、その他の機能までの全ての機能が求められる。そのため、相談援助機能に関しては、ボランティアセンター機能と中間支援NPOの機能を持たなければならない。

連携ネットワーク機能に関しては、やはりボランティアセンター機能とともに、地域コーディネーター機能が欠かせない。

広報機能については、窓口機能を持つボランティアセンター・中間支援NPO・地域コーディネーターとともに、入居団体や登録団体で統一された広報委員会のようなものを組織化する必要がある。

「その他市民協働の活性化に必要な活動」については、ボランティアセンター・中間支援NPO・地域コーディネーターの各機能がそろっていれば、対応可能である。

ボランティアセンター・中間支援NPO・地域コーディネーターの各機能については、十分に連携が取れたものであり、かつ、利用者・相談者にとっては訪れやすい入り口近くの1ヶ所に集中して配置され、総合的な支援を提供できることが重要である。またそのためにも、各3つの機能に携わる職員は、各々の専門的な技能を身につけた専門職であるべきである。

「交流プラザ」は、市民協働推進計画の定める各種事業推進の大きな拠点として、こうした役割・機能を果たしていくべきである。

## これからの運営のあり方

### 1. 運営主体

#### (1) 他自治体の類似施設の状況

我が国における代表的な中間支援NPOである「日本NPOセンター」のサイトに掲載された全国のNPO支援センターは全部で287である。その内訳は、民設民営が68、社会福祉協議会設置施設が11、公設の施設が208となっている。公設208のうち直営施設は61カ所であり、残りの147が指定管理者または普通財産貸付による民営施設であると思われる。結果として、全287施設のうち民営（社会福祉協議会による運営も含む）が226施設であり、その比率は約79%である。また、公設（自治体設置の施設）に限れば、208施設のうち民営が147施設であるため約71%である。

佐世保市と規模が比較的近い中核市または特例市レベルの市が設置した直営施設についてみると、センターとしての機能を有し、その自治体为先頭に立って市民活動支援に取り組んでいるという姿勢をアピールするため直営を堅持している施設、自治体内（または近隣）に適当な中間支援組織が存在しないため、指定管理制度に移行することが困難な施設の両者が見受けられる。

佐世保市の状況としては、中間支援組織が存在しない訳ではないが（法人の定款に中間支援を謳っている団体は10団体程度ある）、現段階で誰もが認めるようなミッションを掲げた中間支援組織は存在していないと思われるため、比較的后者に近い状態であるといえる。

中間支援組織が存在するかどうかは、その自治体の市民活動支援施設の運営のあり方に直結することはもとより、その場所を拠点としてNPO向けの講座が開催されたり、情報が集約、提供され、ネットワークが構築されたりすることなど様々な点を考え合わせると、協働のまちづくりの推進そのものに大きく影響する要素であるといえる。

#### (2) 公設公営方式から公設民営へ、そして最終的には市民自治方式へ

平成21年度までは公設公営方式を維持し、その後5年間程度は指定管理者制度による公設民営へ移行するべきである。その理由は次のとおりである。

市民協働推進の市民側の拠点としての「交流プラザ」の位置づけからして、行政の直営より市民の意思が反映しやすい民営化が望ましい。

市民活動の推進には、前述のように中間支援組織の存在が極めて重要であり、公設民営化による指定管理者制度を導入することで、佐世保市においては未だ十分には存在していない中間支援組織を育てていくことが可能になる。

ただし、指定管理者制度による公設民営への移行とはいっても、当プラザの運営に関しては、どういう団体、企業でも良いということではなく、指定管理者となる団体は中間支援組織としての専門性を有していることが求められるのは言うまでもない。仮に、このような中間支援の機能や能力、役割を果たすことができる団体が存在しない場合には、一定の期間、直営を堅持するという選択肢もあり得る。

指定管理者制度を導入する場合、入居団体による協議会や登録団体との連携による運営は非常に重要である。単なる「大家と店子」の関係ではなく、ともに連携して市民協働を進めていく関係でなければならない。そのためには、こうした利用団体の集まりが、指定管理者の諮問機関として、評議員会的な役割を果たす仕組みが必要であろう。

「交流プラザ」に入居又は利用する団体・個人は、公共性・公益性が求められる団体・個人であり、「交流プラザ」において市民自治の実現を目指す団体・個人であるべきである。そうした意味において、公設民営の指定管理者制度の下での運営経験を基礎として、5年後程度を目処として最終的には中間支援 NPO や市民自治方式へと更に移行し、市民協働のモデル的拠点を目指すことを検討すべきである。

上述のいずれの形態の段階でも、運営状況については、市民協働推進委員会において定期的に評価を行う。

### (3) 当面の指定管理者制度移行への選定方法

指定管理者になろうとする団体を公募し、プロポーザルを提出させて、公開の場でのプレゼンテーションと質疑応答を行う。

選考委員会を、市役所・市民協働推進委員会・その他学識経験者などで組織し、プロポーザルとプレゼンテーションへの評価に基づいて選定し、市長に答申する。

### (4) 指定管理者制度における委託料の積算

指定管理者に運営を委託しようとする場合、委託料の積算については適正に行う必要があるのは改めて言うまでもない。直営方式からの移行を目指すのは第一義的には経費の縮減が目的ではなく、中間支援組織が有する専門性や機動性、柔軟性を活かすことが求められるからである。

積算にあたっては、開館時間にかかる人件費、光熱水費、消耗品費、管理委託料等運営

に不可欠な直接経費のほか、運営協議会等の開催など、運営に伴う企画業務、事務処理を担う人員などのバックヤードに要する経費なども含める積算方式が今後の主流になる。全国的にみても、こうした施設を民営化するにあたって積算コストを極端に抑えた結果、指定管理者となった団体が疲弊してしまったという例も見受けられるところであり、民間に委託したら安くあがるという考え方は成り立たない。むしろ、本答申で述べている役割・機能の充実を図れば、現状の予算を上回ることも考えられる。

#### (5) 利用料のあり方

市民協働には市民や市民活動団体も相応の責任を持つということを踏まえ、事務所はもちろんであるが、そのほかについても、できるだけ廉価に押さえたうえで一定の利用料・使用料の負担を求めるべきである。

会議室使用料（電気代・冷暖房費相当分）

作業スペース（電気代・冷暖房費相当分及び機器・資材使用料）

ロッカー・メールボックス（事務費相当分）

#### (6) 開館日・開館時間

民営化される際も、現状を基本とする。

#### (7) 指定管理者制度における財源・スタッフ

市からの委託料、利用団体の使用料・利用料によってまかなう。

ボランティアセンターについては社会福祉協議会の費用による。

スタッフについては、前述の役割を踏まえて、事務職員のほか一定の専門職の配置が必要であろう。

## 2. 設置場所・建物

現在の「交流プラザ」は市の中心部にあり、交通機関の利便性も極めてよい。耐震強度の関係から建て直しを余儀なくされ、他に立地せざるを得ない場合でも、この利便性はぜひとも確保したい。

役割に基づく活動内容からして、現在の規模は最低限確保されるべきである。

仮に移設を余儀なくされるとしたら、前述のとおり NPO 向け事務所スペースの不足や、寄り合いを余儀なくされている等の理由から、可能であれば現状の 1.5 倍から 2 倍の規模が望ましい。

以上